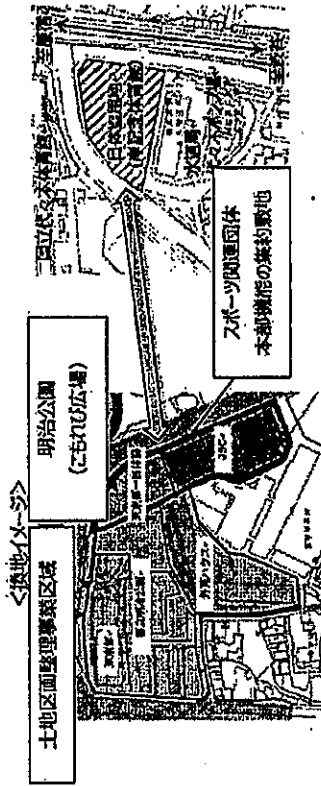


# 都立明治公園（こもれび広場）の取扱について

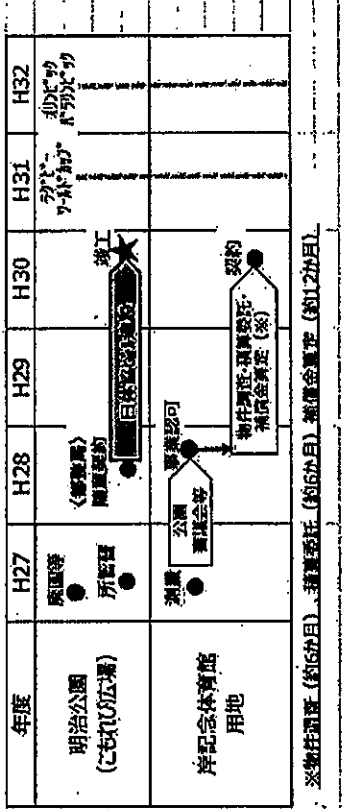
## <協議の経緯>

- ・H26年9月：V1レク（スポーツクラスター）の実現に向けた敷地整理と国有地の取得について（案）
- ・H26年10月：建設局と調整開始（以降、両局調整中）
- ・H27年1月：改めて都市整備局から建設局へ要請（別紙1参照）
- ・H27年2月：建設局より回答（別紙2参照）



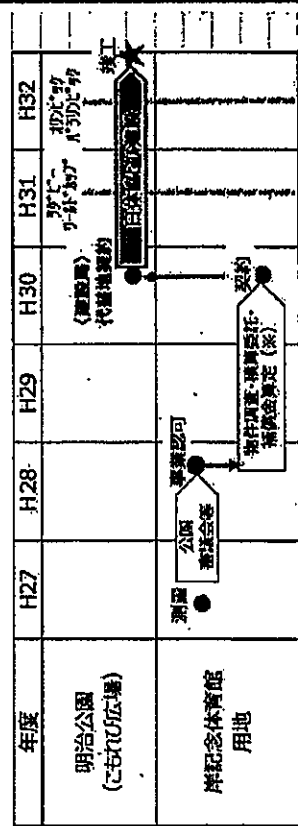
## <建設局の回答>

- 建設局が岸記念体育館用地を公園として取得する。
- 「カビート」加ア杯（H31.9）までの日体協ビル竣工に合うよう、都市整備局がこもれび広場を譲渡契約で売却する。



建設局案の前提となる、都市整備局がこもれび広場を日体協に譲渡して公園の代替地として、建設局が売却することが不可欠

## <解決策（案）>



※岸記念体育館取得スケジュール：建設局想定に基づく

- ①建設局は、土地区画整理事業に参加する。
- ②建設局は、岸記念体育館用地を公園として取得のうえ、その代替地として、仮換地後のこもれび広場を日体協に売却する。
- ③日体協が要望する「カビート」杯（H31.9）までの日体協ビル竣工に合うよう、都市整備局は、土地区画整理事業を着実に遂行するとともに、建設局は、岸記念体育館用地取得時期の前倒しを図る。

※以上の解決策を、本年3月中の地権者間基本合意に向け、2月下旬までに決定する必要がある。



平成27年2月13日

建設局

明治公園（こもれび広場）の廃園・用途廃止と  
代々木公園（岸記念体育館）の用地取得について

## 1. 今後の方針

平成31年度までに間に合うよう、建設局は以下に取組む。

- ① 明治公園（こもれび広場）の廃園・用途廃止を行い、区画整理事業前に都市整備局に所管替えを行う。
- ② 代々木公園（岸記念体育館）の用地を取得する。

## 2. 事業を早期に進めるために、必要な事項

- ① 建設局が代々木の用地取得を進めるため、都市整備局による代々木の優先整備区域の決定（平成27年度第1四半期まで）。
- ② 建設局が代々木の用地取得を進めるため、都市整備局が日体協に下記2点の協力について合意を得ること（平成28年度第3四半期まで）
  - ・ 占有者の移転に対する合意を取りつけ、責任を持って退去させること。  
（占有者に対する補償金の算定及び折衝期間が不要であれば、さらにスピードアップが図れる。）
  - ・ 図面などの情報提供

明治公園（こもれび広場）の廃園・用途廃止と、代々木公園（岸記念体育館）の用地取得のスケジュール表

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
<p>こもれび広場 明治公園</p>	<p>廃園手続 用途廃止 所管移 測量・埋設調査・地質調査・更地化・移植工事・契約手続等 (都市整備局)</p>	<p>※ 所管移以降の手続期間の根拠は、都市整備局提示資料による。</p>	<p>日体協ビル建設</p>	<p>竣工</p>	<p>ラグビーワールドカップ</p>
<p>こもれび広場 代々木公園 (岸記念体育館用地)</p>	<p>測量 基本構想 基礎調査 優先整備区域の決定 (都市整備局)</p>	<p>公園種別 答申 事業認可 申請 告示 物件調査</p>	<p>鑑定委託・財産価格選定委員会 積算委託 日体協折衝</p>	<p>鑑定 概算金額提示・承結 物件補償金算価 金額提示 契約</p>	<p>更地化</p>

※ 標準スケジュールを短縮したもの